

大泉町町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 4 日

大泉町長 村 山 俊 明

大泉町条例第 1 9 号

大泉町町税条例の一部を改正する条例（別紙のとおり）

大泉町町税条例の一部を改正する条例

大泉町町税条例（昭和３２年大泉町条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第３４条の７第２項中「附則第５条の６第２項」を「附則第５条の６第３項又は第４項」に改める。

第３６条の２第１項ただし書中「法第３１４条の２第４項」を「同条第４項」に、「及び第３６条の３の３第１項」を「並びに第３６条の３の３第１項及び第２項第４号」に改める。

第３６条の３の２第１項第２号中「除き、」を「除く。次条第１項第２号において同じ。）（」に改め、「。次条第１項において同じ」を削り、同条第５項中「次条第４項」を「次条第５項」に改める。

第３６条の３の３第１項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第２０３条の６第１項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第２０３条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第２３条第１項第１号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第３号において同じ。）（退職手当等（第５３条の２に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が８５万円以

下であるものに限る。)を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第51条第1項第6号中「許可」を「認可」に改める。

第63条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

第71条第2項第5号中「第1項第3号」を「前項第3号」に改める。

附則第3条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第4条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」

を「令和１２年」に改める。

附則第４条の４中「又は附則第１７条第１項」を「、附則第１６条の３第１項又は附則第１７条第１項」に、「附則第５条の６第２項」を「附則第５条の６第３項又は第４項」に改める。

附則第６条の２中「附則第７条の２第４項」の次に「（法附則第７条の３第３項又は第４項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第７条の２第６項を同条第１３項とし、同条第３項から第５項までを七項ずつ繰り下げ、同条第２項の次に次の七項を加える。

３ 法附則第１５条第２４項第１号イに規定する設備について同号の条例で定める割合は、２分の１とする。

４ 法附則第１５条第２４項第１号ロに規定する設備について同号の条例で定める割合は、２分の１とする。

５ 法附則第１５条第２４項第１号ハに規定する設備について同号の条例で定める割合は、２分の１とする。

６ 法附則第１５条第２４項第１号ニに規定する設備について同号の条例で定める割合は、２分の１とする。

７ 法附則第１５条第２４項第３号イに規定する設備について同号の条例で定める割合は、３分の２とする。

８ 法附則第１５条第２４項第３号ロに規定する設備について同号の条例で定める割合は、３分の２とする。

９ 法附則第１５条第２４項第４号に規定する設備について同号の条例で定める割合は、４分の３とする。

附則第７条の２に次の一項を加える。

１４ 法附則第１５条の１１第１項の条例で定める割合は、３分の１とする。

附則第１４条の２第２項中「附則第３４条の２第５項」を「附則第３４条の２第６項」に、「附則第３４条の２第１０項」を「附則第３４条の２第１２項」に改め、同条に次の一項を加える。

４ 第１項（第２項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第３１条の２第２項第１３号から第１５号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がそ

の譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和３３年法律第３０号）第３条第１項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年法律第５７号）第３条第１項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第９条第１項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成１５年法律第７７号）第５６条第１項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第１項又は第２項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第１６条の２の次に次の一条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例）

第１６条の３ 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第３８条の２第１項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第３３条第１項及び第２項並びに第３４条の３の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第１８条の６の４で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第１号の規定により読み替えて適用される第３４条の２の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の１００分の３に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。

２ 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第３４条の２の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第１６条の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第３４条の６から第３４条の８まで、第３４条の９第１項、附則第４条第１項及び附則第４条の３第１項の規定の適用については、第３４条の６中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第１６条の３第１項の規定による町民税の所得割の額」と、第３４条の７第１項前段、第３４条の８、第３４条の９第１項、附則第４条第１項及び附則第４条の３第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第１６条の３第１項の規定による町民税の所得

割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第16条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第1号中「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第16条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (4) 附則第2条の5の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第36条の2第1項ただし書の改正規定（「法第314条の2第4項」を「同条第4項」に改める部分に限る。）、第51条第1項第6号及び第71条第2項第5号の改正規定並びに附則第7条の2の改正規定 公布の日
- (2) 第63条の改正規定及び附則第3条第1項の規定 令和9年4月1日
- (3) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第4条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第6条の2の改正規定及び附則第14条の2の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (4) 附則第4条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第16条の2の次に一条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第64号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(町民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の大泉町町税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の大泉町町税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第4条の3第1項及び第2項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、町民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含

む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第4号に掲げる規定による改正後の大泉町町税条例附則第4条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「4号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第14条の2第4項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第14条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第16条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の町民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第7条の2第3項から第9項まで及び第14項の規定は、令和8年4月1日以後に取得された設備及び改修特別特定建築物に対して課すべき令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用する。